

保安検査に係る事前準備事項チェック表

※この資料は、検査当日までに記入して検査時に検査官に渡して下さい。
作成上、不明な点があれば検査官に事前に問い合わせいただいても結構ですし、空欄でも結構です。

チェックリスト (1/4)

1. 鉾山概況 貴鉾山の現状を教えてください。

(1)基本事項

鉱業権登録番号	沖縄県採掘権登録第 号				
所在地					
鉱業権者					
鉱業代理人					
操業区分	常時操業	不定期操業	その他()	採掘方法	坑内・露天の別 発破・リップニングの別
粗出鉱量(直近年度／直近月)					
鉱山労働者数(請負:内数)					
操業概況	①操業時間 時 分 ～ 時 分				

(2) 保安管理体制機構

1)保安統括者、保安管理者、作業監督者

保安管理体制図(または機構表・図)を作成していれば提出して下さい。

保安統括者氏名 代理者氏名

保安管理者氏名 _____ 代理者氏名 _____

作業監督者(種類:)

作業監督者(種類:)

※火薬類を取り扱っていは火薬類の作業監督者が、粉じん発生施設があれば粉じん鉱害防止の作業監督者が
必要です。 ※電気作業監督者を外部委託契約してる場合は、相手方の氏名(法人の場合は、法人名と保安業
務従事者の氏名)を記入してください。

(3) 保安委員会又は鉱山労働者代表

保安委員会を開催していますか、それとも鉾山労働者代表を選任していますか。

保安委員会	議長	鉱業権者側委員				
		労働者側委員				
鉱山労働者代表						

(4) 保安規程の制定・変更状況

採集規程の制定・変更履歴		変更内容の概要
制定	届出年月日	
変更①		
変更②		

(5) 特定施設の状況(施設台帳の写しを添付すること。)

※集積場についてはそれぞれ、集積中(取り崩し中含む)、休止(1年以上集積実績なし)、再開予定(1年以内予定あり)を記載のこと。

[illegible]

2. チェック項目

(1) 監査(リスクマネジメント関係)・・・保安規程の見直しと現況調査に関する質問です。

項目	内容	✓を付けて下さい	
1. 自分の鉱山の保安規程をだれが、いつ見直しているかどうかの質問です。			
①保安確保措置の実施状況の確認・評価体制	a. 責任者、担当者、実施者を定めているか		どなたですか？ 氏名：
②保安確保措置の実施状況の確認 やっているかどうか	a. 保安規程に基づく措置の実施状況の確認を実施しているか (保安規程に定めた時期)		いつですか？
	b. 上記の確認結果を記録、保存しているか		
③保安確保措置の内容の評価 いいか悪いか判断していますか	a. 措置の評価を実施しているか (保安規程に定めた時期)		
	b. 上記の評価結果を記録、保存しているか		
④保安確保措置の見直しと判断した時に変更していますか	a. 評価の結果、措置を見直す必要が生じた場合は、現況調査等を実施しているか		
	b. 上記の見直し結果を保安規程、作業手順書等に反映しているか		
	c. 現況調査等の結果を記録、保存しているか		
2. 現況調査(リスクアセス)の実施についての質問です。			
⑤現況調査の実施体制、実施方法	a. 現場の作業者が参画する体制となっているか		
	b. 危害のリスクの評価基準を作成しているか		
	c. 鉱害のリスクの評価基準を作成しているか		
⑥現況調査等の実施状況 (法令による時期) 法令でもとめられた時期に実施しているか	a. 次の時期に現況調査等を実施しているか	該当するところに✓を付けて下さい。記録を準備しておいて下さい。	
	1) 施業案変更時(現況調査)		
	2) 重大災害発生時(災害と原因の関係調査等)		
	3) 保安規程変更時(現況調査等)		
	4) 鉱業休止時、再開時(現況調査)		
	5) 経済産業大臣命令時(保安に関する事項調査)		
	b. 上記調査結果を記録、保存しているか		
	c. 上記調査結果を保安規程に反映しているか		
⑦現況調査等の実施状況 (法令による時期以外)	a. 次の時期に現況調査等を実施しているか	該当するところに✓を付けて下さい。記録を準備しておいて下さい。	
	1) 新施設・設備等の導入時		
	2) 作業方法・作業工程の変更時		
	3) 重大災害以外の災害発生時		
	4) その他(他鉱山における災害発生時等)		※監督事務所から送付される水平展開を基に実施した場合はここに✓をいれて下さい。
	b. 上記調査結果を記録、保存しているか		
	c. 上記調査結果を保安規程に反映しているか		

(注) 1. 前回検査以降を検査対象期間とする。

(2) 法令適合性検査

※前回の検査以降監督事務所に届出を提出した場合は記載して下さい。

1) 特定施設関係

① 届出関係 (法13①、15、規則31②、33) (検査対象期間:前回検査以降)

	届出が必要な施設の有無		届出年月日	備考
	有	無		
施設設置届				
施設変更届				
施設廃止届				

② 使用前検査 (法14、15、規則32、33) (検査対象期間:前回検査以降)

該当施設の有無	

	内容	問題の有無
特定施設の種類		
特定施設の名称		
設置又は変更の別		
届出日		
工事着手日※1		
検査年月日		
検査内容		
使用開始日		
使用開始届出日		

	内容	問題の有無
特定施設の種類		
特定施設の名称		
設置又は変更の別		
届出日		
工事着手日		
検査年月日		
検査内容		
使用開始日		
使用開始届出日		

(注)「検査内容」のチェック事項:①検査の方法 ②検査項目 ③検査の結果 ④検査の実施者 ⑤補修等の内容 ⑥検査結果の記録

※1:届出30日経過後(期間短縮通知後)となっているか

③ 報告関係 (法41②、規則46②)

粉じん発生施設を含む特定施設について、届出後に以下の変更はありませんか。該当すれば報告する必要があります。、

☐ 粉じん発生施設の使用及び管理の方法(規則46②五)・・・工事計画届の別紙2に記載されている事項

☐ 鉱業権者が法人の場合、代表者の交代、商号の変更、住所の変更(規則46②五の二)

④ 定期検査 (法16、規則34) (検査対象期間:前回検査以降)

那覇管内該当なし

2) 重要事項に係る保安対策実施状況

※前回の検査以降分について検査します。

※該当が有りは✓を、ない場合は－をつける。

※記録の有無は「有」「無」を記入。

則：鉱山保安法施行規則

項 目 (記録事項)		根拠	該当の有無	法令保存年数	記録の有無	備 考	
粉じん濃度測定結果及び評価結果の記録		則10⑩		7		法令測定対象の作業場所がありますか？	
受渡し、返還及び使用した火薬類の種類及び数量		則13④		1		採掘に火薬類を使用していますか？	
有害鉱業廃棄物の処分等に係る閉鎖帳簿		則18⑮		5		有害鉱業廃棄物がありますか？	
保安委員会の議事録		則40					
鉱山労働者 代表関係	意見の聴取結果						
	通知結果						
	協議結果						
保安を推進するための活動の記録							
保安教育	新規採用者等教育						
	危険作業等教育						
	再教育						
鉱業廃棄物の埋立場付近の地下水の水質測定結果の記録		則18⑰					
坑水又は廃水の水質測定結果の記録		則19③					
巡視及び点検	保安確保上重要な建設物等	砕鉱場、選鉱場	則26①				
		火薬類取扱所					
		粉じん発生施設					
		露天掘採場					
		鉱山道路					
		火薬類受渡場所					
		鉱業廃棄物埋立場、集積場					
		その他（注）					
	測定関係	電気設備					
		坑廃水、鉱煙処理施設					
		騒音発生施設、振動発生施設					
		その他（注）					
	鉱業上使用する機械等の定期点検等	コンプレッサー		則26③			
		ベルトコンベア					
		受電設備					
		主要電気機械器具					
		配線及び電線路等					
		車両系鉱山機械及び自動車					
		その他（注）					
	PCB含有電気工作物の届出関係			電気関係報告規則			